

情報プラザ

羽幌町役場 ☎ 2 - 1211
 インターネット
 ホームページアドレス
<http://www.town.haboro.hokkaido.jp/>
 E-メールアドレス
kikaku@town.haboro.hokkaido.jp
 町長室のメールアドレス
sawayaka@town.haboro.hokkaido.jp
 ご意見お待ちしております

- 町長との語り合いの場
『ふれあいトーク』
5人～10人くらいのグループで
開催日の10日前までに申込みを！
- 出前講座（37講座）
『ほっと講座はぼる』
5人以上の団体やグループが
主催する学習会等に町職員が
講師として出向きます
- ☞お問合せ・申込み先
企画課広報聴係
(内線251～252)
- ホタルの電話 ☎ 2 - 1310
1人でなやんで自分をイジメないで
かけてみよう『ホタルの電話』

こうなります！預金保険制度

平成17年4月以降は、当座預金等の利息のつかない預金は「決済用預金」として全額保護され、定期預金や利息の付く普通預金などは、預金者一人当たり、元本一千万円までとその利息が最低保障されます。

具体的にどの預金が「決済用預金」に該当するかなどの詳細は、金融機関の窓口にお問い合わせください。

●預金保護の姿

		平成14年4月 ～15年3月	平成15年4月 ～17年3月まで	平成17年4月～
預金 保険の 対象 商品	当座預金	全額保護		決済用預金として全額保護 (利息の付かないもの)
	普通預金			
	定期預金 定期積立 ビック、 ワイド等	合算して元本1,000万円まで とその利息の最低保障(注)		合算して元本 1,000万円まで とその利息の 最低保障(注)
対象 外 商品	外貨預金 譲渡性預金 ヒット等	金融機関の財産の状況に応じて支払い (一部カットされることがあります)		

最低保障を超える部分は金融機関の財産の状況に応じて支払われます。

▶もっと詳しく知りたい方は？

預金保険機構（☎03-3212-6029）、財務局または金融機関の窓口にお問い合わせください。

お知らせ

身に覚えのない請求にご注意ください!!

管内で架空請求ハガキの相談が急増しています

利用した覚えのない請求は支払う必要はまったくありません。

身に覚えのない料金請求ハガキやメール（携帯電話の有料情報料等）がきた場合は・・・

業者にはいっさい連絡をしないで無視する。
 （連絡して着信記録から何度も電話された例もあります）
 氏名や住所なども絶対に教えない。

ハガキやメールなど請求文書は証拠として、念のため保存しましょう。

脅迫や悪質な取り立てを受けた場合や支払ってしまった場合は警察へ相談しましょう。

▷なお、以下の場合は消費生活センターへ相談してください。

多少身に覚えがあり不安なとき（安易に支払ったりせずに請求内容を確認！）

裁判所からの特別送達（訴状と口論弁論の呼出状）が万一送られて来た場合

▶道立消費生活センター留萌相談所

☎0164-49-2770（平日午前10時～午後4時）

面談を希望される場合は事前に連絡してください。

■ 天売小中学校 新校舎完成

昨年度から改築工事を進めていた天売小中学校の新校舎と新体育館が完成し、10月20日に入校式が行われました。

新校舎は、鉄筋コンクリート 2階建て、述べ床面積 1,840㎡。新体育館は、鉄骨造り682㎡。

心待ちにしていた天売小学校児童14人と天売中学校生徒7人は、21日から新しい校舎で勉強を始めました。

また、10月30日・31日に小中学校とちびっこランドによる「合同文化祭」が新校舎で開催されました。



国民年金保険料はきちんと納めましょう

年金は、世代と世代の支え合いの制度です。

あなたの納める保険料が、高齢者世代の生活を支えています。同時に、あなたや家族の年金権を守るためにも、保険料は忘れずに納めましょう。

国民年金の給付には、老後の生活保障である老齢基礎年金だけでなく、思わぬ事故等により障害が残ったときの障害基礎年金、生計を維持している人が亡くなったときの遺族基礎年金があります。

保険料を納付期限までに納めなければ、このような年金給付を受けられないことがあります(納付期限は納付対象月の翌月の末日。ただし、その日が土曜日、日曜日、祝日等に当たる場合は、その翌営業日)。

また、納付期限から2年間を経過すると保険料を納付することができなくなるため、将来、受給する老齢基礎年金の年金額が少なくなったり、受けられなくなったりする場合があります。

保険料は、社会保険庁から送付される「納付案内書」で、金融機関・郵便局、またはお近くのコンビニエンスストア・社会保険事務所で納めてください。

● お得な前納制度

将来の一定期間の保険料をまとめて納める(前納)と、保険料の割引があって、大変お得です。

前納を希望される場合は、社会保険事務所にご相談ください。

● 便利で確実な口座振替

口座振替にすると、あなたの指定の口座から毎月自動的に保険料が引き落とされます(原則として、納付対象月の翌月末日)。一度手続きするだけで、毎月金融機関等に出向く必要がなくなり、納め忘れもありません。また、口座振替でも、一年前納(毎年4月)や半年前納(毎年4月と10月)ができます。

手続きは、金融機関・郵便局の窓口で、「国民年金保険料口座振替納付申出書」に必要事項を記入して、金融機関等届出印を押印の上、お出しください。

▶ 問合せ先 / 町民福祉課国保医療年金係
(☎2-1211 内線106・107)